

令和3年第3回川本町議会定例会会議録
(最終日) 令和3年 9月 9日 午前9時30分開議

議 長	<p>おはようございます。</p> <p>去る3日に開会されました、第3回定例会も本日最終日となりました。ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p>
々	<p>それでは、直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程はお手元に配付しているとおりです。</p>
々	<p>日程第1、委員長報告を議題とします。</p> <p>決算特別委員会委員長から、審査報告書が提出されておりますので、委員長からの報告をお願いします。6番石川決算特別委員会委員長。</p>
6番石川 決算特別委員 会委員長	<p>令和3年9月9日。川本町議会議長 飯田武則 殿。</p> <p>決算特別委員会委員長、石川達也。</p> <p>委員会審査報告書。本委員会は、付託議案を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第76条の規定により報告します。</p> <p>記。議案番号、議案第56号。付託事件名、令和2年度川本町一般会計歳入歳出決算認定について。審査結果、原案認定。議案第57号、令和2年度川本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。原案認定。議案第58号、令和2年度川本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定。議案第59号、令和2年度川本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定。議案第60号、令和2年度川本町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定。</p>
議 長	<p>以上で、委員長の報告を終わります。</p>
々	<p>それでは、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。</p> <p>委員長報告の決算認定5議案に対する質疑はありませんか。 (「ありません」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。</p>
々	<p>それでは、ただいまの報告のありました全議案につきまして、これより討論及び採決を行います。</p>
々	<p>「議案第56号、令和2年度川本町一般会計歳入歳出決算認定について」、これより討論を行います。討論はありませんか。</p>

- 議 長 (「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。
- 々 「議案第56号」に対する委員長報告は原案のとおり「認定」であります。
この委員長報告のとおり認定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
よって、「議案第56号」は委員長報告のとおり「認定」されました。
- 々 次に、「議案第57号、令和2年度川本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。
- 々 「議案第57号」に対する委員長報告は原案のとおり「認定」であります。
この委員長報告のとおり認定することに、賛成賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第57号」は委員長報告のとおり「認定」されました。
- 々 次に、「議案第58号、令和2年度川本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。
- 々 「議案第58号」に対する委員長報告は、原案のとおり「認定」であります。
この委員長報告のとおり認定することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第58号」は委員長報告のとおり「認定」されました。
- 々 次に、「議案第59号、令和2年度川本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

- 議 長 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。
- 々 「議案第59号」に対する委員長報告は原案のとおり「認定」であります。
この委員長報告のとおり認定することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第59号」は委員長報告のとおり「認定」されました。
- 々 次に、「議案第60号、令和2年度川本町農業集落排水処理事業特別会計
歳入歳出決算認定について」、これより討論を行います。討論はありません
か。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。
- 々 「議案第60号」に対する委員長報告は原案のとおり「認定」であります。
この委員長報告のとおり認定することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
よって、「議案第60号」は委員長報告のとおり「認定」されました。
- 々 続いて、産建町民常任委員長から、「陳情審査結果報告書」が提出されて
おりますので、委員長からの報告をお願いします。
5番木村木村産建町民常任委員長。
- 5番木村木
村産建町民
常任委員長 令和3年9月9日。川本町議会議長 飯田武則殿。
産建町民常任委員会委員長、木村慶五。
陳情審査結果報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のと
おり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。
記。1、受理番号、陳情第1号。件名、平成29年3月議会で採択された因
原地区排水整備事業の早期着工を求める陳情書。
付託年月日、令和3年9月3日。審査年月日、令和3年9月3日、審査の
結果、「採択とすべきもの」。
- 議 長 以上で、委員長の報告を終わります。
- 々 それでは、「令和3年、陳情第1号」に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 々 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

- 議長 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
- 々 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。
- 々 「陳情第1号、平成29年3月議会で採択された因原地区排水路整備事業の早期着工を求める陳情書」に対する委員長報告は「採択すべきもの」であります。
- 々 この委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
よって、「陳情第1号」は委員長報告のとおり採択することに「決定」いたしました。
- 々 次に、日程第2「議案第48号、川本町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。
- 々 「議案第48号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第48号」は原案のとおり「可決」されました。
- 々 次に、日程第3、「議案第49号、川本町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。

- 議 長 「議案第49号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
よって、「議案第49号」は原案のとおり「可決」されました。
- 々 次に、日程第4、「議案第50号、川本町地域活性化基金条例を廃止する
条例の制定について」の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。
- 々 「議案第50号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
よって、「議案第50号」は原案のとおり「可決」されました。
- 々 次に、日程第5、「議案第51号、川本町手数料徴収条例の一部を改正する
条例の制定について」の件を議題とします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。
- 々 「議案第51号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
よって、「議案第51号」は原案のとおり「可決」されました。
- 々 次に、日程第6、「議案第52号、令和3年度川本町一般会計補正予算（第
4号）」の件を議題といたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。
- 々 「議案第52号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

議 長

挙手「全員」であります。

よって「議案第52号」は原案のとおり「可決」されました。

々

次に、日程第7、「議案第53号、令和3年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々

これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。

「議案第53号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

挙手「全員」であります。

よって、「議案第53号」は原案のとおり「可決」されました。

々

次に、日程第8、「議案第54号、令和3年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の件を議題といたします。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々

これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。

「議案第54号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

挙手「全員」であります。

よって「議案第54号」は原案のとおり「可決」されました。

々

次に、日程第9、「議案第55号、令和3年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」についての件を議題といたします。

々

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々

これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。

「議案第55号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

挙手「全員」であります。

よって、「議案第55号」は原案のとおり「可決」されました。

々

次に、日程第10、「議案第61号、邑智郡総合事務組合規約の変更につ

議 長 いて」の件を議題といたします。

々 これより討論を行います。討論ありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第61号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
よって「議案第61号」は原案のとおり「可決」されました。

々 次に、日程第11、「議案第62号、権利の放棄について」の件を議題と
いたします。

々 これより討論を行います。討論はありますか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第62号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
よって、「議案第62号」は原案のとおり「可決」されました。

々 次に、日程第12、「議案第63号、町道路線の認定について」の件を議
題といたします。

々 これより討論を行います。討論はありますか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第63号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
よって、「議案第63号」は原案のとおり「可決」されました。

々 ここで執行部から何かございますか。番外野坂町長。

番外
野坂町長 追加の議案を提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長 議員の皆さんから何かありますか。8番片岡議員。

8 番 片岡議員 議 長	<p>発議があります。発議を出したいと思います。</p> <p>ただいま、追加議案等の申し出がありましたので、議会運営委員会で審議していただくため、しばらく休憩といたします。</p> <p>執行部の方は、しばらくお待ちください。</p> <p style="text-align: right;">(午前 9時50分)</p> <p>(議会運営委員会にて審議するため委員、大会議室へ移動)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午前10時00分)</p>
々	<p>先ほど執行部から2件の追加議案、8番片岡議員から「発議」が提出されました。</p> <p>議会運営委員会にて諮られた結果、追加日程第1として、「議案第64号、川本町一般会計補正予算(第5号)」、追加日程第2として、「議案第65号、川本町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」、追加日程第3として、「発議第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」を議事日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。</p>
々	<p>追加日程第1、「議案第64号、令和3年度川本町一般会計補正予算(第5号)」の件を議題といたします。</p> <p>執行部から提案理由の説明を求めます。番外湯浅総務財政課長。</p>
番外湯浅総務財政課長	<p>「議案第64号、令和3年度川本町一般会計補正予算(第5号)」について説明いたします。</p> <p>今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億6,210万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億8,478万1千円とするものです。今回の補正予算は、8月豪雨災害に関する事業費となっております。資料の15ページをご覧ください。</p> <p>歳出から説明いたします。</p> <p>2款、総務費では、今回の補正に係る財源調整として財政調整基金の積立額を、現予算より673万1千円減額いたします。その他、避難所運営のための備蓄品、対応した職員の時間外手当と、被災者生活再建支援制度は、家屋2件に関する復旧の補助となっております。職員時間外につきましては、3款、民生費から10款、教育費まで、それぞれの科目に属する職員分の額を計上しております。</p> <p>6款、農林水産業費では林地崩壊防止対策事業費が900万円。</p> <p>9款、消防費では、災害対応の消防団の出動手当50万円でございます。</p>

番外湯浅総務財政課長

11款、災害復旧費では、公共土木施設単独災害復旧事業費4,820万円のほか国庫補助の公共土木施設、農地及び農業施設災害など、合計で1億5,335万円を計上しております。

歳入をご覧ください。

12款、分担金及び負担金では、今回の災害復旧事業における地元負担金として、林地崩壊防止対策事業、農地、農業用施設災害復旧事業など、それぞれの負担率に基づき、合計493万5千円となっております。

14款、国庫支出金では、公共土木施設災害復旧事業費負担金、2,067万7千円。県支出金では、農地や農業用施設等の災害復旧事業と、被災者生活再建支援事業に対して、3,267万5千円となっております。

21款、調査では、今回の補正に係る事業の町負担分、町単独事業分として1億340万円を計上しております。

次のページをご覧ください。

上段には、先ほど説明しました地方債の補正を計上しておりまして、補正後の令和3年度の起債の限度額は8億6,886万4千円となっております。下の段には、先ほど説明しました基金の補正を反映させた基金の状況を挙げておりますが、年度末の基金残高は総額で22億3,263万4千円と見込んでおります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

以上で執行部からの提案理由の説明を終わります。

々

それでは、「議案第64号、令和3年度川本町一般会計補正予算（第5号）」について、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々

これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。

「議案第64号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

挙手「全員」であります。

よって、「議案第64号」は原案のとおり「可決」されました。

々

次に、追加日程第2、「議案第65号、令和3年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

々

執行部から提案理由の説明を求めます。番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地域整備課長	<p>「議案第65号、令和3年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」についてご説明いたします。</p> <p>予算説明資料の最後のページをお開きください。</p> <p>今回の補正といたしまして、歳出予算の組み替えをいたしたく、歳入歳出の総額は変更しておりません。主な事項として、一般管理費の歳出において、8月の台風9号及び秋雨前線豪雨対応に伴う職員手当23万7千円の増額、委託料23万7千円の減額でございます。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>以上で執行部からの提案理由の説明を終わります。</p>
々	<p>それでは、「議案第65号、令和3年度川本町を簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>質疑なしと認め、質疑を終結します。</p>
々	<p>これより討論を行います。討論はありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>討論なしと認めます。討論を終結します。</p>
々	<p>これより採決に入ります。この採決は挙手により行います。「議案第60号」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。</p> <p>挙手「全員」であります。</p> <p>よって、「議案第65号」は原案のとおり「可決」されました。</p>
々	<p>次に、追加日程第3、「発議第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」の件を議題といたします。</p> <p>提出者から趣旨説明を求めます。8番片岡議員。</p>
8番片岡議員	<p>発議第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源充実を求める意見書の提出について。</p> <p>上記の議案を別紙のとおり、川本町議会会議規則第13条の規定により提出します。令和3年9月9日提出。提出者、川本町議会議員、片岡通泰。賛成者、川本町議会議員、植田昌平。川本町議会議員、石川達也。川本町議会議員、木村慶五。川本町議会議員、本山修二。川本町議会議員、圓山智恵美。川本町議会議員、中平茂明。川本町議会議員、香取亜希。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いて</p>

8番
片岡議員

いる。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
令和3年9月9日。島根県川本町議会 議長 飯田 武 則。
提出先は、次ページのとおりであります。

議 長

以上で、趣旨説明を終わります。
これより質疑を行います。質疑はありますか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々

これより討論を行います。討論はありますか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。

々

「発議第1号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を

- 議 長 求める意見書の提出について」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。
よって、「発議第1号」は原案のとおり「可決」されました。
- 々 それでは、日程第13、「閉会中の継続審査・調査の申し出」についての件を議題といたします。
各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付しております通り、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査調査の申し出がありますので、この申し出の通り、審査調査が終了するまで、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よってそのように「決定」いたしました。
- 々 次に、日程第14、「議員派遣の件」についての件を議題といたします。
お手元に配付しておりますとおり、議員派遣することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、そのように「決定」いたしました。
- 々 日程第15、「町長あいさつ」を行います。番外野坂町長。
- 番外
野坂町長 令和3年第3回川本町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
今回の議会に提出しました、令和2年度一般会計・特別会計の決算認定、及び令和3年度一般会計補正予算案や、条例案件を始めとする諸議案につきまして、慎重な御審議の上、全て原案の通り認定・議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。今後、予算など町行政の執行にあたりましては、審議の過程でいただきました、ご意見を十分に踏まえまして、適切に実施してまいります。今議会では、このたび県から提示のありました、主要地方道川本波多線川本工区の3つのルート案に対して、皆様から総合的にご意見をいただき、町としての意見を「対岸ルートによる整備が望ましい」と、とりまとめました。来週9月15日に、福井県議会議員・飯田議長とともに、丸山県知事と井田土木部長を訪問し、この旨を直接お伝えし、早期の事業化を要請してまいります。また、今年度からスタートした「第6次総合計画」の重点プロジェクトに掲げました、「医療・介護・福祉サービスの強化」に向けた、官・民による連携拠点の整備に取り組んでまいります。本町の今後のまちづくりを方向づけることにもなる、こうした動きが、他の事業にも波及しながら、成果を呼び込んでまいりますよう、「総合計画」の初年度の取り組みを深め

番外
野坂町長 　　てまいります。議員の皆様には、引き続き、一層のご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

議　長 　　以上で、町長あいさつを終わります。

々 　　以上をもって本日の議事日程はすべて終了いたしました。
長時間にわたり慎重審議を賜り、誠にありがとうございました。

々 　　これをもって、令和3年第3回川本町議会定例会を閉会といたします。
お疲れさまでした。

(午前10時21分)

この会議録は、川本町議会事務局長 中 嶋 則 行 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員